

【エクアドル内政：2017年6月】

1. 内政

(1) モレノ大統領による「透明性・汚職対策有識者会議」の設置

モレノ大統領は、大統領令第21号（6月5日付）にて、透明性・汚職対策有識者会議を設置した。

<大統領令第21号のポイント>

ア 公共政策の透明性強化及び汚職対策を政府の優先政策とする。

イ 汚職防止のための政策及び具体的行動を規定する手段として、「透明性及び汚職対策国家戦略」を策定する。

同戦略の目的を次のとおり位置づける。

① 透明性・汚職対策有識者会議 (el Frente de Transparencia y Lucha contra la Corrupcion, 以下、「汚職対策有識者会議」と略す。)を設置する。同会議は、必要な情報の提供を国家機関に要請することができる。

② 国連腐敗防止条約の適用のためのメカニズムを評価し、分析する。

③ 透明性及び社会コントロールの権能を有する関係機関と共に、透明性及び汚職対策の行動の調整のためのメカニズムを確立する。

④ 公共サービスの透明性改善のための戦略及び規則を提案する。

ウ 汚職対策有識者会議のメンバーを次の者とする。

(当館注: 設置前に見られた各紙報道では13名のメンバーより構成されると報じられていたが、事後の報道によれば、4名は参加しなかった。また、民間人の肩書(カッコ内)は報道振りより当館が追加した。)

① ロサナ・アルバラド司法大臣

② マリア・フェルナンダ・エスピノサ外務大臣

③ アンドレス・ミデロス国家企画開発庁長官

④ パブロ・ダビラ氏 (弁護士, 前エクアドル工業・製造業会議所 (C I P) 会頭)

⑤ タティアナ・イドロボ氏 (元制憲議会議員)

⑥ ラリサ・マランゴニ氏 (彫刻家)

⑦ カルロス・ラバスカル氏 (公共放送キャスター)

⑧ パブロ・バネガス氏 (クエンカ大学学長)

⑨ ハビエル・サバラ・エガス氏 (法学者)

エ 同会議の権限は次のとおり。

① 官民双方の汚職防止のための戦略及びメカニズムを大統領に提案する。

② 具体的な汚職事案に関して、必要な場合は、デュー・プロセスを尊重し、法的に与えられた権限に基づき、コントロール及び調査のメカニズムの適用を関係機関へ勧告する。

③ 透明性及び価値の文化を促進する教育イニシアティブを提案する。

④ 透明性及び汚職対策のための政策及び規則を提案する。

オ 司法大臣に対し、30日以内に「透明性及び汚職対策国家戦略」の実施メカニズムを提出するよう、指示する。

カ 外務大臣に対し、同国家戦略立案及びその実施に関する国連システムのアドバイスを得るための必要な活動の調整をするよう、指示する。

(2) モレノ大統領によるセクター別閣僚会議の設置

モレノ大統領は、6月14日付大統領令第34号により、7つのセクター別閣僚会議(Consejo Sectorial)を設置して、それぞれの閣僚会議のとりまとめ役を任命した。

なお、本大統領令第34号の公布により、2011年4月8日に公布されていた大統領令第726号(調整大臣設置、セクター別閣僚会議の設置及びそのメンバーを定めていたもの)を廃止した。

<大統領令第34号のポイント>

ア セクター別閣僚会議の機能(大統領令第2条)

① それぞれのセクターの横断的な政策形成及び承認、アジェンダの横断的調整、横断的公共投資の立案

② それぞれのセクターの横断的な政策実施状況の調整・評価

③ 大統領及び横断的なコミットメントの調整・評価

④ セクター別閣僚会議の決定の実施状況評価

⑤ 大統領にあげるべき事項の提案

⑥ メンバー間の政府の措置の関連づけ

⑦ メンバーにより作成される法令案の協議

⑧ 目的達成のために必要な作業委員会の設置

⑨ 閣僚会議の内部規則設定と目的多声のための決定の採択

⑩ その他法令を必要とする事項及び大統領が指示する事項

イ セクター別閣僚会議のメンバー等(大統領令第5条～第8条)

① メンバー：関係する省庁の閣僚、関係する行政機関の長官

アソシエート・メンバー：関係する省庁の下にある行政組織の代表

その他：(必要に応じて)メンバー及びアソシエート・メンバー以外の機関の代表

② なお、大統領府長官、国家企画開発庁長官、国家政策庁長官は、すべてのセクター別閣僚会議に出席できる。

ウ セクター別閣僚会議(第10条、第12条)

- ① 経済セクター閣僚会議：
（構成メンバー） 経済・財務大臣
 エクアドル中央銀行総裁
 国税庁長官
 関税庁長官
（とりまとめ役） パトリシオ・リベラ大統領補佐官
- ② 居住環境及び環境セクター閣僚会議
（構成メンバー） 環境大臣
 都市開発・住宅大臣
 水資源庁長官
 ガラパゴス諸島政府理事会理事長
（とりまとめ役） ビルヒリオ・エルナンデス大統領補佐官
- ③ インフラ・非再生可能天然資源セクター閣僚会議
（構成メンバー） 運輸・公共事業大臣
 電力・再生可能エネルギー大臣
 炭化水素大臣
 鉱業大臣
 通信・情報社会大臣
（とりまとめ役） ビクトル・グランダ運輸・公共事業大臣
- ④ 外交・対外促進セクター閣僚会議
（構成メンバー） 外務大臣
 文化・遺産大臣
 貿易大臣
 観光大臣
（とりまとめ役） マリア・フェルナンダ・エスピノサ外務大臣
- ⑤ 生産セクター閣僚会議
（構成メンバー） 副大統領又は副大統領の指名する代行
 水産漁業大臣
 農牧大臣
 工業・生産性大臣
 （地震）復興・経済活性化・雇用委員会委員長
（とりまとめ役） グラス副大統領
- ⑥ 治安セクター閣僚会議
（構成メンバー） 国防大臣
 内務大臣
 司法・人権・宗務大臣

危機管理庁長官

情報庁長官

麻薬対策庁長官

(とりまとめ役) ミゲル・アンヘル・カルバハル国防大臣

⑦ 社会セクター閣僚会議

(構成メンバー) 高等教育・科学・技術・革新庁長官

スポーツ大臣

教育大臣

経済社会参画大臣

保健大臣

労働大臣

「国民福祉」計画 (PLAN “TODA UNA VIDA”) 庁長官

(とりまとめ役) アウグスト・バレラ高等教育・科学・技術・革新庁長官

(3) モレノ大統領による「国民対話」の設置

モレノ大統領は、6月20日付大統領令第49号により、「国民対話 (Dialogo Social Nacional)」を設置したことをグアヤキル市にて発表した。

<大統領令第49号のポイント>

ア 市民参加を強化し、社会の各セクターとの幅広く恒久的な対話を持つことを政府の優先政策とする。

イ 公共政策、プログラム、プロジェクト等を構築のための合意形成のメカニズムとして「国民対話」を設置する。

ウ 国家政策庁の調整の下に、関係省庁は、その所掌の範囲の下で、「国民対話」の枠組みの各種対話の場を設定する。

エ 関係省庁は、

① 国家政策庁と共に、対話の場を招集する。

② 国民対話の方法論に従って、対話プロセスを進める。

③ 対話の異なる参加者の間で達成される合意を集め、大統領へ提出する。

④ 国民対話の成果として、達成された合意の履行状況をフォローする。

オ 国家企画開発庁は、国民対話の方法論を定める。

カ 国家コミュニケーション庁は、国民対話開催期間中のコミュニケーション戦略を立案し、実行する。

キ 本大統領発効後、60日以内に、国家政策庁は、国家企画開発庁及び国家コミュニケーション庁と共に、国民対話のプロセスに関する評価を大統領に提出する。

(4) 伯オデブレヒト社贈収賄疑惑

同贈収賄疑惑に関する6月12日及び13日付当地主要各紙の報道振りのポイントは以下のとおり。

<エクアドルにおけるオデブレヒト社（以下、「オ」社と略す）関連報道>

ア 2016年12月14日

米司法省が、2007年～2016年に「オ」社がエクアドルにおいて、合計3,350万ドルの贈賄を行ったと発表。

イ 2016年12月23日

エクアドル検察庁が、グアヤキル市北部に所在する「オ」社エクアドル事務所を家宅捜索、文書及び電子機器を押収。

ウ 2017年2月17日

エクアドル国家弁護士事務所(Procuraduria General de Estado)が、エクアドル検察庁とともに「オ」社からの情報提供を受けるための交渉を開始。

エ 2017年2月24日

「オ」社が敵対的な措置をとらないことを条件にブラジルにてエクアドルを含む8か国の検察当局への協力を申出。

オ 2017年3月23日

ディエゴ・ガルシア・エクアドル国家弁護士及びガロ・チリボガ・エクアドル検事総長（当時）は、「オ」社と交渉したが、同社と合意に達しなかった旨発表。

カ 2017年4月22日

アレクセイ・モスケラ元電力・再生可能エネルギー大臣が収賄容疑で逮捕。

キ 2017年5月30日

カルロス・バカ・エクアドル新検事総長は、伯検察庁への協力要請のため訪伯。

ク 2017年6月1日

伯政府当局が「オ」社役員の贈賄に関する情報をエクアドル検察庁に提供。

ケ 2017年6月2日

キト市、グアヤキル市及びラタクンガ市にて、関係する企業及び住居の家宅捜索が行われる。グラス副大統領の叔父のリカルド・リベラ氏他6名が逮捕。

コ 2017年6月5日

バカ検事総長がさらなる情報収集のため、再び訪伯。

サ 2017年6月8日

エクアドル検察庁が「オ」社と情報提供に関する協力に合意。

協力内容の詳細は明らかにされていないが、刑事関連情報、証拠の提供等のみの模様。

シ 2017年6月9日

バカ検事総長が帰国。「オ」社のみならず、他の不正行為に関するさらなる証拠を有していると発表。

<その他>

ア グラス副大統領は12日午前、検察庁へ出頭し、「オ」社の収賄容疑に関して供述する予定。本件はグラス副大統領本人が希望して行うもので、ピチンチャ県検察庁が担当する。但し、12日、検察庁の決定により、グラス副大統領の供述は延期された。

イ 国会において、野党 CREO-SUMA 等が、グラス副大統領の弾劾手続案 (juicio politico) を国会に提出するとの動きがある。

ウ さらに、国会において、与野党関係者が、カルロス・ポリット会計検査院長（2007年より会計検査院長（5年が任期で、2012年、2017年に再任。現在、3期目（任期：2022年3月まで）。6月2日、エクアドル検察当局により、汚職の容疑で、捜査が開始されている。本人は、現在、米国マイアミに滞在中。）を「オ」社との関係（汚職疑惑）について証言をさせるために、喚問を要求する動きがあり、12日夕方に、国会監査委員会は、全会一致で、右喚問を決定した。

なお、6月20日、ポリット会計検査院長は、国会に辞表を提出、受理された。

2. 外交

(1) 米国のパリ協定脱退の表明に関するエクアドル政府の反応：外務省プレスリリース

6月1日に行われた米国のパリ協定脱退表明に関し、エクアドル外務省は、6月2日付同省プレスリリースにて、遺憾の意等を表明する声明を発表した。

なお、エクアドルは2016年7月にパリ協定に署名している。また、エクアドルは、現在、ニューヨークのG77の議長国。

<プレスリリースのポイント>

ア エクアドル外務省は、エクアドル政府及び国民を代表し、米国のパリ協定からの脱退の発表について遺憾の意を表す。

イ パリ協定は、気候変動への脅威に対する国際社会の主たる回答である。右は、緩和、適応、資金調達、技術の移転及び開発、能力開発に関しアクションをとるための各国のコミットメントを含むものであり、右は、公平性や差異のある共同責任といった気候変動枠組み条約の原則に沿ったものである。

ウ エクアドルは、G77+中国の議長国として、京都議定書及びパリ協定の目的、理念、意思等の順守への決意を再表明する。

グリーン外交を促進しているエクアドル政府として、「エクアドルは、高い脆弱

性を持つ国として、世界的な環境の危機、特に気候変動について、解決を提示し、自然の権利を擁護する先端を行く国となろう。」とエスピノサ外務大臣は述べた。エ 米国の脱退及び一方的な再交渉の可能性の表明は、多国間主義、自然の権利、世界的な脅威へ効果的な闘いをするエクアドル及び途上国の能力を脅かすものである。

(2) グテーレス国連事務総長への汚職対策のための協力要請

ニューヨークを訪問したエスピノサ外務大臣は、6月7日、グテーレス国連事務局長と会談を行い、エクアドルの汚職対策のための国連の協力を呼びかけた。

(3) 2017年国連経済社会理事会理事国選挙におけるエクアドルの当選

6月16日にニューヨークで実施された第71回国連総会における国連経済社会理事会理事国選挙において、エクアドルはラテン・アメリカグループより当選した。

(4) ペルー国境沿いウアキージャス市サルミージャ川沿いの「ウアキージャス公園」又は「壁」建設問題

16日、ペルー国境沿いウアキージャス市サルミージャ川沿いにおける「ウアキージャス公園」の建設について、エクアドルとペルーの国境施設（CEBAF）にて、外務省部長級の会合が行われた。右に基づき、エクアドル外務省は同日付プレスリリースを発出し、ペルーに対し「統合的な」解決策を呼びかけた。

ペルー政府は、数週間前から建設されている同「壁」の建設は、1998年の和平合意（ブラジル合意）に違反するものであり、右工事を中止するよう述べている。

(5) 第47回米州機構（OAS）総会

6月19日～21日の日程で開催された第47回米州機構（OAS）総会（於：メキシコ）に、エスピノサ外務大臣が出席。同大臣は、ベネズエラ情勢については介入的であるべきでないとの立場を明確にし、ベネズエラを非難する決議には棄権した。同大臣は演説では、ベネズエラ情勢に加え、移民問題、持続可能な発展、気候変動等の議題を扱った。

(了)